

チェック票

【満3歳児クラス第2子以降園児向け

預かり保育利用料補助に係る「保育の必要性」の確認】

申請にあたっては、下記の内容をご確認のうえ、裏面の署名欄にご署名ください。

①	確認の申請書は、 <u>預かり保育の利用日より前に提出</u> が必要です。預かり保育の利用開始後に確認の申請があった場合、遡っての適用は原則受けられません。
②	確認した「保育の必要性」の事由に変更が生じる場合は、 <u>変更事由の発生日前に変更申請書【書式 乙】を必ず提出</u> してください。
③	申請書類等の提出を郵送で行った場合、郵便事故を含む不達や遅延に市は一切責任を負いません。
④	申請受付後、申請書類と証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には、幼児教育・保育課の担当が電話や家庭訪問等により、申請内容等の調査・確認をする場合があります。
⑤	申請内容が事実と異なる時には、確認を取り消す場合があります。また、誤った確認に基づいて交付された金額の返還請求を行うことがあります。
⑥	出産、介護、退職や勤務時間の変更など、 <u>「保育の必要性」に関わる事由に変更があった場合は、必ず、できるだけ速やかに変更申請書【書式 乙】を提出</u> してください。変更があったことを届け出ていなかった場合、発覚後に確認が取り消される場合があります。また、誤った確認に基づいて交付された金額の返還請求を行うことがあります。
⑦	本制度における「保育の必要性」の確認については、確認を受けた年度のみ有効です。 年少クラス以降も引き続き預かり保育の利用に係る給付を受けるためには、施設等利用給付の新2号認定を受ける必要がありますので、次年度を迎える前に手続きを行ってください。
⑧	本制度に関するご案内や市HP等をご覧になり、確認や補助に関する規定についてご理解ください。

※ 確認事由が変わる際は、変更申請書【書式 乙】と「保育の必要性」の証明書類の提出が必要です。

※ 有効期間が終了してしまった後に、再度確認の申請をする場合は、改めて申請書【書式 甲】と「保育の必要性」を証明する書類の提出が必要です。

※ 「保育の必要性」の証明書類のうち準備に時間のかかるもの（就労証明等）は、変更申請書とは別に提出しても構いません（申請から1か月以内）。

※ 裏面もご確認をお願いいたします。

以下の事由にて「保育の必要性」の確認を受けた方は、追加書類や有効期間にご留意ください。

期間外については、預かり保育利用に対する補助金の交付対象とはなりません。また、確認の有効期間の終了に際して、市や施設から個別のご連絡は行いません。

事由	留意事項
就労	【有期雇用（契約満了日に記載があり「更新なし」）の方のみ】 <u>契約満了日を迎える月の末日までに、「就労証明書【書式④】」等の提出が必要です（就労予定で提出の際は、予定月の月末までに更に就労証明書の提出が必要）。</u>書類が提出できない場合、「保育の必要性」確認の有効期間は終了となります。
妊娠・出産	<u>妊娠出産に伴う確認の期間は、出産予定日前2か月（8週）または出産後2か月以内（出産日から8週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで）です。</u>有効期間は出産予定日を基準に算定しているため、出産後8週目の翌日を含む月が変わる場合は、出産後できるだけ早く市へご連絡ください。ご連絡がなかった場合は、当初の通知どおりの期限で有効期間は終了します（※ 早まって月が変わる場合もご連絡が必要です）。 <u>それ以後も補助を希望する場合（育児休業等による）は、変更申請書【書式 乙】の提出が必要です。</u>
求職活動	<u>確認の有効期間開始日から60日を迎える月の末日までに就労（内定）し、「就労証明書【書式④】」等を提出する必要があります。</u>提出できない場合は、確認の有効期間開始日から90日を迎える月の末日をもって「保育の必要性」確認の有効期間は終了となります。 再度求職を理由に「保育の必要性」の確認申請をする場合は、申請書に加え、「求職活動状況申告書」にて求職活動開始2ヶ月目の活動状況の詳細（日中の外出を伴う活動が原則）を報告するとともに、不採用通知の写しなど実際の活動を証明する資料を添付してください。
育児休業	幼稚園を利用している子どものきょうだいの出生に伴う育児休業を取得する場合は、育児休業対象児が満1歳になる日が含まれる月末まで（満1歳以降の育児休業は、保育所等（認可外含む）の利用申込をしているが、その利用ができない場合に限り、満2歳まで）「保育の必要性」の確認が受けられます。 <u>育児休業中の方が「保育の必要性」の確認を受ける場合は復職が前提です。育児休業対象児の保育所等利用開始月中に復職し、復職証明書【書式④-2】の提出が必要です。</u>必要書類が提出できない場合は、「保育の必要性」確認の有効期間は終了となります。
就労予定	<u>確認の有効期間開始月の末日までに就労または就学し、状況に応じた証明書類の提出が必要です。</u>書類が提出できない場合は、「保育の必要性」確認の有効期間は終了となります。

「保育の必要性」の確認にあたり、本チェック票記載の内容について了承しました。

令和 年 月 日

申請者氏名：

園児氏名：

（満3歳）

利用幼稚園名：

※ チェック票の控えが必要な方は、ご自身でコピーをお取りください